

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	子ども・子育て支援に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

文京区教育委員会学務課は、番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

文京区教育委員会

公表日

令和5年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給、特定教育・保育施設への公費の給付等に関する事務処理を行う。特定個人情報ファイルは以下の事務で使用する。 1. 給付認定事務(支給認定証の交付、認定内容の通知等) 2. 利用調整事務(選考基準に基づいた保育施設入所選考等) 3. 利用者負担事務(利用者負担額の決定・徴収管理等) 4. 施設型給付費等給付事務(施設・事業者情報の管理、施設型給付費の給付等) <びったりサービス> マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。 ただし、上記1～3の事務については幼児保育課に補助執行している。
③システムの名称	1. 保育業務システム 2. 団体内統合宛名(中間サーバーコネクタ)システム 3. 中間サーバープラットフォーム 4. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会学務課
②所属長の役職名	学務課長
6. 他の評価実施機関	
文京区長	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21 1～3の事務について 文京区子ども家庭部幼児保育課 TEL03-5803-1190 4の事務について 文京区教育委員会学務課 TEL03-5803-1295
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	「7. 請求先」と同じ

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月25日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務—②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付、特定教育・保育施設への公費の給付等に関する事務処理を行う。特定個人情報ファイルは以下の事務で使用する。 1. 支給認定事務(支給認定の決定・通知等) 2. 利用調整事務(選考基準に基づいた保育施設入所選考等) 3. 利用者負担事務(利用者負担額の決定・徴収管理等) 4. 施設型給付費等支給事務(施設・事業者情報の管理、施設型給付費の支給等)	子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付、特定教育・保育施設への公費の給付等に関する事務処理を行う。特定個人情報ファイルは以下の事務で使用する。 1. 支給認定事務(支給認定の決定・通知等) 2. 利用調整事務(選考基準に基づいた保育施設入所選考等) 3. 利用者負担事務(利用者負担額の決定・徴収管理等) 4. 施設型給付費等支給事務(施設・事業者情報の管理、施設型給付費の支給等) 子育てワンストップサービス マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。 ただし、上記1～3の事務については幼児保育課に補助執行している。	事前	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成29年7月25日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務—③システムの名称	1. 保育業務システム 2. 団体内統合宛名(中間サーバーコネクタ)システム 3. 中間サーバープラットフォーム	1. 保育業務システム 2. 団体内統合宛名(中間サーバーコネクタ)システム 3. 中間サーバープラットフォーム 4. サービス検索・電子申請機能	事前	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成29年7月25日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の94の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第68条	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成29年7月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の116の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成29年7月25日	5. 評価実施機関における担当部署—②所属長	竹田 弘一	熱田 直道	事後	
平成29年7月25日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求—請求先	〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21 文京区教育委員会学務課 Tel.03-5803-1295	〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21 1～3の事務について	事後	
平成29年7月25日	IIしきい値判断項目 1、2 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成30年7月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務—②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付、特定教育・保育施設への公費の給付等に関する事務処理を行う。特定個人情報ファイルは以下の事務で使用する。 1. 支給認定事務(支給認定の決定・通知等) 2. 利用調整事務(選考基準に基づいた保育施設入所選考等) 3. 利用者負担事務(利用者負担額の決定・徴収管理等) 4. 施設型給付費等支給事務(施設・事業者情報の管理、施設型給付費の支給等) 子育てワンストップサービス マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。 ただし、上記1～3の事務については幼児保育課に補助執行している。	子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付、特定教育・保育施設への公費の給付等に関する事務処理を行う。特定個人情報ファイルは以下の事務で使用する。 1. 支給認定事務(支給認定の決定・通知等) 2. 利用調整事務(選考基準に基づいた保育施設入所選考等) 3. 利用者負担事務(利用者負担額の決定・徴収管理等) 4. 施設型給付費等支給事務(施設・事業者情報の管理、施設型給付費の支給等) 子育てワンストップサービス マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。 ただし、上記1～3の事務については幼児保育課に補助執行している。	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成30年7月31日	IIしきい値判断項目 1、2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和2年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務—②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付、特定教育・保育施設への公費の給付等に関する事務処理を行う。特定個人情報ファイルは以下の事務で使用する。 1. 支給認定事務(支給認定の決定・通知等) 2. 利用調整事務(選考基準に基づいた保育施設入所選考等) 3. 利用者負担事務(利用者負担額の決定・徴収管理等) 4. 施設型給付費等支給事務(施設・事業者情報の管理、施設型給付費の支給等) ただし、上記1～3の事務については幼児保育課に補助執行している。	子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給、特定教育・保育施設への公費の給付等に関する事務処理を行う。特定個人情報ファイルは以下の事務で使用する。 1. 給付認定事務(支給認定証の交付、認定内容の通知等) 2. 利用調整事務(選考基準に基づいた保育施設入所選考等) 3. 利用者負担事務(利用者負担額の決定・徴収管理等) 4. 施設型給付費等給付事務(施設・事業者情報の管理、施設型給付費の給付等) ただし、上記1～3の事務については幼児保育課に補助執行している。	事後	特定個人情報保護評価書の再実施による提出 (幼児教育・保育無償化の施行に伴う見直し)
令和2年2月20日	I 関連情報 6. 他の評価実施機関	—	文京区長	事後	特定個人情報保護評価書の再実施による提出
令和2年2月20日	IIしきい値判断項目 1、2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の再実施による提出
令和2年2月20日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	—	[○]提供・移転しない	事後	特定個人情報保護評価書の再実施による提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月20日	IVリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	—	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和2年2月20日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	—	[O]接続しない(提供)	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和2年2月21日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続—不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	—	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和2年9月15日	IIしきい値判断項目 1、2いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和3年6月30日	IIしきい値判断項目 1、2いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和3年6月30日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	事前	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和4年6月30日	IIしきい値判断項目 1、2いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2の2	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務—②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給、特定教育・保育施設への公費の給付等に関する事務処理を行う。特定個人情報ファイルは以下の事務で使用する。 1. 給付認定事務(支給認定証の交付、認定内容の通知等) 2. 利用調整事務(選考基準に基づいた保育施設入所選考等) 3. 利用者負担事務(利用者負担額の決定・徴収管理等) 4. 施設型給付費等給付事務(施設・事業者情報の管理、施設型給付費の給付等) ただし、上記1～3の事務については幼児保育課に補助執行している。	子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給、特定教育・保育施設への公費の給付等に関する事務処理を行う。特定個人情報ファイルは以下の事務で使用する。 1. 給付認定事務(支給認定証の交付、認定内容の通知等) 2. 利用調整事務(選考基準に基づいた保育施設入所選考等) 3. 利用者負担事務(利用者負担額の決定・徴収管理等) 4. 施設型給付費等給付事務(施設・事業者情報の管理、施設型給付費の給付等) ＜びつたりサービス＞ マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。 ただし、上記1～3の事務については幼児保育課に補助執行している。	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求—請求先	〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21 1～3の事務について 文京区子ども家庭部幼児保育課 ☎03-5803-1190 4の事務について 文京区教育委員会学務課 ☎03-5803-1295 ※利用停止請求とは、文京区個人情報保護条例においては、「削除請求」及び「利用中止請求」をいう。	〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21 1～3の事務について 文京区子ども家庭部幼児保育課 ☎03-5803-1190 4の事務について 文京区教育委員会学務課 ☎03-5803-1295	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
	IIしきい値判断項目 1、2いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出